

平成29年8月24日(5)

日本赤十字社山梨県支部 地区・分区 御中

「平成29年7月5日からの大雨災害義援金」の 受付期間延長について

平素より、赤十字活動にご協力を頂きお礼申し上げます。
標記について下記のとおりお知らせします。

日本赤十字社では、「平成29年7月5日からの大雨災害義援金」の受付期間を平成29年12月28日(木)まで延長することを決定しました。

本義援金は、平成29年7月7日から受付を開始し、募集しておりますが、申し出が引き続き寄せられていることなどから受付期間を延長することといたしました。

日本赤十字社山梨県支部では、引き続き以下のとおり受付いたしますのでよろしくお取り計らいをお願いいたします。

1 義援金名称

「平成29年7月5日からの大雨災害義援金」

2 募集期間

(1) 当初の受付期間

平成29年7月7日(金)から平成29年8月31日(木)まで

(2) 延長後の受付期間

平成29年7月7日(金)から 平成29年12月28日(木)まで

3 受入窓口

○日本赤十字社山梨県支部(持参の場合) 甲府市池田1丁目6番1号
午前8時45分から午後5時15分まで 土、日、祝祭日を除く

○郵便局

□座番号「00480-3-7777」

□座名義「日本赤十字社山梨県支部」*手数料無料

次頁へ続く

Press Release



○山梨中央銀行

下飯田支店 普通口座 「80179」

口座名義「日本赤十字社山梨県支部」

*手数料無料（本・支店窓口にて専用振込用紙使用のこと）

○甲府信用金庫

本店 普通口座 「0448543」

口座名義「日本赤十字社山梨県支部」

*手数料無料（本・支店窓口にて専用振込用紙使用のこと）

○山梨信用金庫

池田支店 普通口座「190196」

口座名義「日本赤十字社山梨県支部」

*手数料無料（本・支店窓口にて専用振込用紙使用のこと）

*郵便局・金融機関の振込の場合は、通信欄または備考欄に「九州北部大雨災害義援金」と明記して下さい。

*領収証発行を希望の場合は、送付先住所を明記し、通信欄または備考欄に「領収書希望」と記入して下さい。

※なお、日本赤十字社にお寄せいただきました義援金は、手数料などいただくことなく全額が被災都道府県に設置された「義援金配分委員会」を通じて、被災者に届けられています。

■本件に関するお問い合わせ先

山梨県甲府市池田1-6-1

TEL 055-251-6711

日本赤十字社山梨県支部 総務課 丹沢

Mail tanzawa@yamanashi.jrc.or.jp

※日本赤十字社の対応については本社ホームページをご覧ください。

→<http://www.jrc.or.jp>